

# 第3章 基本方針

## 1. 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）

富士見都市計画区域を構成する富士見市、大井町（現ふじみ野市）、三芳町を対象に平成16年4月に埼玉県が定めています。

この計画は通称「整開保」ともいい、都市計画法を根拠として、将来の見通しや目標を明らかにし、将来のまちをどのようにしていきたいかを具体的に示すものとして、「埼玉県長期ビジョン」及び「彩の国都市づくり指針」をはじめ、市町村の総合振興計画、都市計画マスタープランなどにもとづき、以下の項目について定めて

います。

### ①都市計画の目標

区域の将来像「人と自然が共生し、暮らしやすい環境都市」

目標年次：平成22年

### ②区域区分（市街化区域と市街化調整区域との区分）の決定の有無及びその方針

### ③土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

### ④都市計画区域の整備、開発及び保全の方針図

## 2. 都市計画マスタープラン(市町村の都市計画に関する基本的な方針)

都市計画法を根拠として、市町村が創意工夫のもと、市民の意見を反映させながら、まちのあるべき将来像や、今後のまちづくりの方向をわかりやすく具体的に示す計画で、本市では平成14年3月に策定しました。都市全体の将来目標と市内を7つに区分した地域別のまちづくりの方針が定められており、その概要は以下のとおりです。

### 目標年次

・平成33(2021)年、基準年次平成13年のおおむね20年後

### 基本理念

「協働によるまちづくり」

《市民・企業(事業者)と行政のパートナーシップ》

### まちづくりの目標

- ・暮らしやすいまち
- ・緑豊かなまち

### まちづくりの将来像

「暮らしやすく、人と自然が共生できるまち富士見」

### 将来人口

11.5万人と想定(目標年次)



### 3. 緑の基本計画 (市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画)

都市緑地法を根拠として、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する施策を総合的、計画的に講じることを目的とする計画で、平成8年2月に策定しました。その概要は以下のとおりです。

#### 目標年次

- ・平成28(2016)年、基準年次平成8年のおおむね20年後

#### 計画のテーマ

「魅力と個性がひかる身近に緑を感じるまち」

#### 施策の方針

- ・まちに緑の基盤をつくる
- ・今ある緑をまもる
- ・身近な緑をふやす
- ・緑を育てるしくみをつくる

#### 緑地の確保目標

- ・市街地面積の30%(360ha)、都市計画区域面積の50%(980ha)の緑地を目標年次で確保